請　負　契　約　書（案）

請負業務の表示　　鹿児島大学（桜ヶ丘）外来診療棟・病棟（Ａ棟）新営用地埋蔵文化財発掘調査業務
請負代金額　　金　　円也（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

発注者　国立大学法人鹿児島大学契約担当役理事　山木　宏明（以下「甲」という。）と請負者　　（以下「乙」という。）との間において、上記の請負業務について上記代金額で次の条項により請負契約を締結するものとする。

第１条　請負代金額は、金　　円也（うち消費税額及び地方消費税額　　円）とする。
２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。
第２条　乙は別紙仕様書に基づいて、誠実に請負業務を実施するものとする。
第３条　契約期間は令和　　年　　月　　日から令和２年３月３１日までとする。
第４条　請負代金（前払金を含む。）は、２回に支払うものとする。
第５条　乙は請負業務終了後、完了通知書を鹿児島大学施設部企画課総務係に提出するものとする。
第６条　請負代金（前払金を含む。）の請求書は、国立大学法人鹿児島大学宛て（施設部企画課総務係）に送付するものとする。
第７条　請負代金については、金　　円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から翌々月の２５日までに支払うものとする。
第８条　請負業務終了後の支払いについては、完了検査後、請求書を翌月の７日までに送付するものとし、当月の２５日までに支払うものとする。
第９条　乙が故意又は重大な過失により建物及び備品を毀損する等、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。
第10条　請負業務の実施にあたり乙の責に帰すべき事由により、第三者に身体及び財産上の損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。
第11条　乙は請負業務の実施にあたり知り得た情報について、この契約の期間のみならずその後も漏えい又は私的に利用してはならない。
第12条　乙の作業員が請負業務中になす行為のすべては乙の責任であり、業務上負傷し死亡したときもすべて乙の責任とする。
第13条　乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下独占禁止法という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
　ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。
二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

３　第１項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
４　乙は、本契約に関して、第１項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。
第14条　甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し異議の申立て又は損害賠償の請求はできないものとする。
一　乙が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、また履行する見込みがないと認められるとき。
二　乙がこの契約に違反し、また違反するおそれがあると認められるとき。
三　乙又は乙が派遣した使用人が甲の業務を妨げたとき。
四　乙が監督官庁から事業許可取消、若しくは営業停止等の処分を受けたとき。
五　前条第１項各号の一に該当するとき。
六　乙が第11条に違反していると認められるとき。
七　法律又は命令その他特別な事情により、この契約の解除を必要とするとき。
２　前項第一号から第四号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、乙は請負代金額から支払済額と当該日までの履行確認に基づく日割計算額を差し引いた額の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
３　第１項第一号から第四号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
４　第１項第六号に該当したときは、乙に対し契約金額を限度として、又はこれに相当する合理的金額の損害賠償請求をすることができる。
５　第１項により甲が契約を解除したときは、履行状況を確認するための検査を行い、当該検査に合格した場合は、その履行部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。
６　乙がこの契約を解除するときは、書面により甲に対し１ヶ月前に申し出を行い甲の承認を得るものとする。
第15条　甲は、乙が第13条第１項または前条第２項による違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、乙から遅延日数につき年５％の割合で計算した遅延金を徴収するものとする。
第16条　契約保証金は免除する。
第17条　本契約についての必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則、国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項及び国立大学法人鹿児島大学工事等契約事務取扱要項によるものとする。
第18条　本契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
第19条　本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。
第20条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲・乙は記名押印の上、双方で各１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　鹿児島市郡元一丁目２１番２４号
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役理事　　山　木　宏　明

乙